

山口県報

平成22年
12月21日
(火曜日)

目 次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
保安林の指定(森林整備課)	三
公告	三
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	四
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	四
一般競争入札の実施(水産振興課)	四
公共測量の実施(監理課)	六
公共測量の実施の終了(監理課)	六



山口県告示第四百二十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年十二月二十一日から平成二十三年一月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境下水道環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住 所 周南市御影町一番一号
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場
所在地 周南市晴海町一番一号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口		排 水 口	
変更後	変更前	変更後	変更前	項 目	
"	"	"	七	通 常 最 大	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)
"	"	"	九、六	通 常 最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
"	二・五	"	三・九	通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
"	三・八	"	五	通 常 最 大	窒 素 濃 度 (mg/l)
"	五	"	三	通 常 最 大	燃 料 油 類 濃 度 (mg/l)
"	一〇	"	五	通 常 最 大	窒 素 濃 度 (mg/l)
"	〇・三	"	一・三	通 常 最 大	燃 料 油 類 濃 度 (mg/l)
"	〇・六	"	二・二	通 常 最 大	窒 素 濃 度 (mg/l)
"	〇・二	"	〇・〇四	通 常 最 大	燃 料 油 類 濃 度 (mg/l)
"	〇・三三	"	〇・三三	通 常 最 大	窒 素 濃 度 (mg/l)
"	一	"	五	通 常 最 大	燃 料 油 類 濃 度 (mg/l)
"	二、四三〇	四七三、八八三	四七三、七三三	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	
"	四、一八五	六五七、一二二	六五六、九七一	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

沈 殿 池				種 類	
処理後		処理前		項 目	
変更後	変更前	変更後	変更前	通 常 最 大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
"	七	"	一〇・五	通 常 最 大	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)
"	九、六	"	一、八	通 常 最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
一三・七	一三・八	一三・七	一三・八	通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
"	"	"	二二・二	通 常 最 大	窒 素 濃 度 (mg/l)
"	一〇	"	三、五〇〇	通 常 最 大	燃 料 油 類 濃 度 (mg/l)
"	二〇	"	五〇〇〇	通 常 最 大	窒 素 濃 度 (mg/l)
一一・三	一一・四	一一・三	一一・四	通 常 最 大	燃 料 油 類 濃 度 (mg/l)
二〇・一	二〇・二	二〇・一	二〇・二	通 常 最 大	窒 素 濃 度 (mg/l)
"	〇・一	"	五・八	通 常 最 大	燃 料 油 類 濃 度 (mg/l)
"	一	"	一〇・三	通 常 最 大	窒 素 濃 度 (mg/l)
"	"	"	五	通 常 最 大	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
四一、八八三	四一、七三三	四一、八八三	四一、七三三	通 常 最 大	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
五七、一一二	五六、九七一	五七、一一二	五六、九七一	通 常 最 大	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

七 四		種 類	
変更後	変更前	項 目	
通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
"	七	通 常 最 大	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)
"	九、六	通 常 最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
一三・七	一三・八	通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
"	二二・二	通 常 最 大	窒 素 濃 度 (mg/l)
"	一〇	通 常 最 大	燃 料 油 類 濃 度 (mg/l)
"	二〇	通 常 最 大	窒 素 濃 度 (mg/l)
一一・三	一一・四	通 常 最 大	燃 料 油 類 濃 度 (mg/l)
二〇・一	二〇・二	通 常 最 大	窒 素 濃 度 (mg/l)
"	〇・一	通 常 最 大	燃 料 油 類 濃 度 (mg/l)
"	一	通 常 最 大	窒 素 濃 度 (mg/l)
四一、八八三	四一、七三三	通 常 最 大	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
五七、一一二	五六、九七一	通 常 最 大	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十二年十二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

萩市大字佐々並字小郷五六六の一、五六八、五六八の一、五七〇の二、五七一、五七二の一、五七三の三、宇土地河内西平五九五の一から五九五の四まで、五九六の一から五九六の三まで、五九七の三、五九九の一、五九九の三、六〇〇の一、六〇一、六〇三の一から六〇三の三まで、六〇四の一から六〇四の四まで、六〇五、六〇五の二から六〇五の一〇まで、六〇六の一から六〇六の九まで、六〇六の一から六〇六の二四まで、六〇六の一六、六〇七の一から六〇七の五まで、六〇七の七から六〇七の一一まで、六〇七の二三、六〇八、六〇八の一から六〇八の三まで、字地吉六一〇の三五、字白口西大霜六六八の一、六六八の二、六七〇、宇土地河内一九七から一九七まで、二二二二、二二八六の一、二二八六の二、二二八七

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

美祢市美東町絵堂字千鳥原八〇一、字吉ヶ峪一〇六一、一七六一、一七六二、於福町上字相ノ山一七六四の一、一七六四の四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐とする。

美祢市美東町絵堂字千鳥原八〇一・字吉ヶ峪一〇六一・於福町上字相ノ山一七六四の一・一七六四の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

萩市大字須佐字舟ヶ坪三〇〇〇、三〇〇〇の一、三〇〇二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)



(四一四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年二月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十二年十二月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 野球を育む会 in つべ

代表者の氏名 伊藤 隆司

主たる事務所の所在地 宇部市恩田町四丁目一番四号

三 定款に記載された目的

野球を通じて、選手の育成、技術の向上、指導者の養成などの事業を行い、スポーツの振興、明るく活力あるまちづくり、及び地域福祉の向上に寄与すること。

(四一五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年十二月二十一日から平成二十三年四月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 シーモール下関ショッピングセンター

所在地 下関市竹崎町四丁目一の二
届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 株式会社下関大丸 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 井村 有雄
下関商業開発株式会社 " " 八号 吉田 実
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	平井 健一	井村 有雄

四 届出年月日

平成二十二年十二月九日

五 変更年月日

平成二十二年五月十二日

(四一六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十二年十二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

漁業調査船くろしおの定期検査業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

- (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十二年山口県告示第五十五号)に基づき資格審査において、船舶について特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。
- 三 契約条項を示す場所
長門市仙崎二八六一番地の三 山口県水産研究センター総務課
- 四 入札説明書の交付
山口県水産研究センター総務課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
山口県水産研究センター総務課
 - (三) 受領期限
平成二十三年二月一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十三年二月二日午前十時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
 - (一) 場所
長門市仙崎二八六一番地の三 山口県水産研究センター会議室
 - (二) 日時
平成二十三年二月二日午前十時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)(第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
- (一) 契約担当者
山口県水産研究センター所長 仲野 武二
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県水産研究センター総務課(電話〇八三七二六〇七一一)に問い合わせること。
- 十一 Summary
- (1) Branch office in charge of contract: Marine Biology Research Institute, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection of the fisheries research vessel *Kuroshio*
 - (3) Term of the contract: Specified in the tender manual
 - (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Marine Biology Research Institute, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 0837-26-0711)
 - (5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. February 1, 2011
(In case of bringing a tender: 10:00 A.M. February 2, 2011)

(四一七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十二年十二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

山口市

三 作業の期間

平成二十二年十一月十六日から平成二十三年三月三十一日まで

(四一八) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局宇部港湾事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十二年十二月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量(二級基準点測量及び三級基準点測量)

二 作業の地域

岩国市三角町

三 作業の期間

平成二十二年八月九日から同年十一月二十三日まで

一 作業の種類

公共測量(二級基準点測量)

二 作業の地域

岩国市三角町

三 作業の期間

平成二十二年八月十六日から同年十一月十五日まで

平成二十二年十二月二十一日印刷
平成二十二年十二月二十一日発行

発行人所

山口県知事